

別紙

諮問第1192号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に関する学校法人の〇〇が提出したいじめ重大事態発生に関する報告及びその添付書類」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事（以下「実施機関」という。）が令和6年10月7日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、法に基づき適正になされたものであり、違法又は不当な点はない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和7年3月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年2月19日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月22日（第262回第二部会）及び同年6月19日（第263回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「〇〇学校作成令和〇年〇月〇日付重大事態の発生について（都様式）」に記載されている〇〇（以下「本件生徒」という。）の情報（以下「本件対象保有個人情報 1」という。）及び「〇〇学校作成令和〇年〇月〇日付いじめ重大事態の発生に関する報告について（国様式）」に記載されている本件生徒の情報（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）を特定した。

なお、上記の各いじめ重大事態発生報告書は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）31条1項の規定に基づき、〇〇学校（以下「本件学校」という。）が、同法28条1項各号に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の発生について所轄庁である東京都知事に報告した文書である。

イ 本件部分開示決定の妥当性について

実施機関は、本件対象保有個人情報 1 について、別表 1 に掲げる本件不開示情報 1 から 7 までを、本件対象保有個人情報 2 について、別表 2 に掲げる本件不開示情報 8 から 10 までをそれぞれ不開示とする本件部分開示決定を行った。

（ア）本件不開示情報 1 から 5 まで及び本件不開示情報 8 から 10 までについて

実施機関は、本件不開示情報 1 から 5 まで及び本件不開示情報 8 から 10 までを不開示とした理由について、私立学校は重大事態発生後、所轄庁である東京都知事に対して速やかな発生報告が求められているところ、その迅速性、秘匿性が高い段階で、いじめ重大事態発生報告書が開示されることとなると、実施機関と私立学校との信頼関係に支障を及ぼし、今後、当該報告書に私立学校が見解を積極的に記載しなくなる等により、実施機関における実態把握が困難となり、私立学校への指導等、業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある旨説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 1 から 5 まで及び本件不開示情報 8 から 10 までには、重大事態の被害の内容や関係者に関する情報、本件学校と関係機関等とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

そうすると、これらの情報を開示することとなると、私立学校が、開示された

場合の影響を懸念して、重大事態の発生に関する率直な報告を躊躇し、記載内容が形骸化するなど、実施機関において実態の把握が困難になり、その結果、今後の実施機関における私立学校への指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示情報 1 から 5 まで及び本件不開示情報 8 から 10 までは、法 78 条 1 項 7 号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報 6 について

本件不開示情報 6 は、本件学校の印影である。

当該情報は、その内容から、開示することにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、法 78 条 1 項 5 号に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 7 について

本件不開示情報 7 は、本件学校の担当者の職、氏名及び電話番号である。

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものと認められることから、法 78 条 1 項 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 蘭子

別表 1 本件対象保有個人情報 1

本件不開示情報		不開示の根拠規定
1	被害の具体的な内容	法78条1項7号
2	いじめ（の疑い）の行為の概要	法78条1項7号
3	児童生徒・保護者に関すること	法78条1項7号
4	「被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明」のその他 （被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのか等）	法78条1項7号
5	その他（自由記載）	法78条1項7号
6	本件学校の印影	法78条1項5号
7	本件学校の担当者職・氏名及び電話番号	法78条1項2号

別表 2 本件対象保有個人情報 2

本件不開示情報		不開示の根拠規定
8	いじめ重大事態の概要・経緯など（チェック欄を除く。）	法78条1項7号
9	当該児童生徒・保護者に関すること	法78条1項7号
10	学校や学校の設置者等における重大事態の対応について	法78条1項7号